

梅花女子大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

梅花女子大学は、研究の信頼性・公平性を確保することを目的として、本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員が遵守すべき行動規範を、次の通り定める。

1. 教職員は、公的研究費に関する法令・規則・使用ルール等を遵守し、適正かつ効率的に管理・使用する。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等によって賄われていることを認識し、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 教職員は、公的研究費が公的資金によるものであり、研究者個人から発案された研究課題であっても、研究機関による管理が必要であることを十分に理解する。
4. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を遅延なく執行する。また事務職員は研究活動の特性を理解し、適正な事務処理を行なう。
5. 教職員は、公的研究費の不正使用および研究上の不正行為が当事者のみの問題に止まらず、本学におけるすべての教育・研究活動に深刻な影響を与えること、また公的研究費の存在意義をも脅かす大きな問題であることを十分に認識する。
6. 研究者は、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った結果、不備と認められた場合においても、不正行為・不正使用とみなされることを自覚し、研究活動に取り組む。